

---

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第 8、議案第 11 号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 11 号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 11 号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律

の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例について、の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

(午前11時30分)

---